

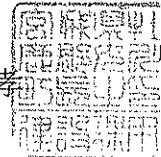


女建第32号
平成19年4月27日

国土交通省道路局長 殿

宮城県

女川町長 安住宣孝



中期的な計画の作成にあたっての意見について（提出）
平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のあったことについて、
本町としての意見を別紙のとおり提出します。

今後の道路政策や道路の整備・管理についての意見

◎ 重点化を進めるうえでの特に優先度の高い政策

① 地方においては、公共交通機関が整備どころか、廃止されている現状にあり、日常生活を営むうえで道路は非常に大切なものである。しかしながら、道路整備については、通行量や利用住民の人数等を考慮され、地方の真に必要な道路については、先送りにされているのが現状である。

大都市あるいは大都市近郊においては、公共交通機関が発達しており、車両をしようしなくとも目的地に容易に到着することができるところから、それでも大都市において道路整備をさらに行なおうとするのであれば、その予算を公共交通機関のさらなる発達のために使うべきである。

② 宮城県においては、高い確率で発生が予想される大地震、それに伴う津波による災害が予想されているが、本町の場合、幹線道路は国道398号だけしかないので現状である。しかし、平成18年10月6日～7日にかけての低気圧によって、その国道も通行不能となってしまい、陸の孤島と化した。

原子力発電所立地所在地の本町としては、避難道路となるべき国道がこのような状況では、「いざ」というときの避難ができない状況にある。

やはり、このような道路については、県が施工するのではなく、地方整備局が直接施工し、県から負担金を徴収する等の措置が必要である。

③ 道路は造って終わりではなく、その後の維持管理が非常に大切である。

宮城県においては、維持管理予算が削減され、カーブ等に雑草が生い茂り、見通しが悪いため歩行者やドライバーは危険にさらされている。

国の補助は、道路を造ることや改良することだけに交付するのではなく、維持管理についても交付できるよう改正すべきである。また、新たな交付金制度で、市町村が国道の歩道整備などをできるようになったということであるが、国道は本来、国で直接施工すべきものであり、3桁国道については県が施工するものとなっているものを、市町村が自己負担をしながら施工するのはいかがなものかと考える。市町村には、市町村道があり、そのほとんどが道路構造令からはみ出るものであり、自己財源だけで整備・改良を実施しており、さらには維持管理費についても自己財源だけである。このような状況で、さらに自己負担をしてまで国道の歩道整備等を実施す

るのは無理な話である。国道については国が、県道については県が、市町村道については市町村が整備・改良・管理することが基本だと考える。

◎ 効率化を徹底的に進めるうえで重視すべきこと

- ① 道路建設に係る経費のコストダウン。大都市については大都市の発想、地方都市については地方都市の発想を活かして建設経費のコストダウンに努めるべきである。
- ② 個別の事業について、スピードアップを図るなどスケジュール管理を徹底する。
- ③ 大都市で渋滞が発生し、バイパス的な道路を造ろうとするとき、地方道路は通行量が少ないという理由で予算をカットするのではなく、地方にはその道路がないと生活ができないという厳しい問題があることを認識して予算配分されたい。

◎ その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

- ① 大都市に比較し、地方の道路整備は遅れているのが実情である。遅れている地方道路の整備を国が直接施工できるような制度を確立していただきたい。